

## 東京都の条例指定寄附金一覧（平成 23 年 12 月末時点）

法人区分	一覧表
財務大臣指定寄附金 (国立大学、公立大学法人への寄附等)	<a href="#">法人一覧</a>
独立行政法人 地方独立行政法人	<a href="#">法人一覧</a>
特殊法人	<a href="#">法人一覧</a>
公益財団法人・社団法人	<a href="#">法人一覧</a> (参考) <a href="#">国・都道府県公式公益法人行政統合サイト公益法人 information</a>
旧民法第34条により設立された法人*1	<a href="#">法人一覧</a> (参考) <a href="#">財務省ホームページ</a>
学校法人	<a href="#">文部科学省所轄 学校法人一覧</a> <a href="#">東京都所轄 学校法人一覧</a> *2
社会福祉法人	都内に主たる事務所を有する <a href="#">社会福祉法人</a>
更生保護法人	都内に主たる事務所を有する <a href="#">更生保護法人</a>
認定 N P O 法人	<a href="#">法人一覧</a> (参考) <a href="#">国税庁ホームページ</a>

\* 1 特定公益増進法人の認定を受けている旧民法第34条により設立された法人への寄附金は、経過措置により認定期間中は寄附金税額控除の対象となります。

\* 2 学校法人のうち、[専修学校及び各種学校のみを設置している学校法人](#)については、所定の基準を満たした法人からの申請があり、東京都が特定公益増進法人であることの証明をした法人の一覧です。

(記載以外の法人についても、特定公益増進法人の対象である場合があります。詳しくは専修学校及び各種学校にお問い合わせください。)

[寄附金\(東京都条例指定寄附金\)を受領する団体の方へ](#)